

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年4月17日
【報告者の氏名又は名称】	JICC-02株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【電話番号】	(03) 5532 - 7130
【事務連絡者氏名】	代表取締役 板橋 理
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	JICC-02株式会社 (東京都港区虎ノ門一丁目3番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、JICC-02株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、J S R株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利並びに株券等預託証券に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容等と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者又は対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

(注12) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 1 【公開買付けの内容】

### (1) 【対象者名】

J S R 株式会社

### (2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- イ 2005年6月17日開催の定時株主総会及び2005年6月17日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2005年6月18日から2025年6月17日まで）
- ロ 2006年6月16日開催の定時株主総会及び2006年7月10日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2006年度新株予約権（取締役役用）」といいます。）（行使期間は2006年8月2日から2026年6月16日まで）
- ハ 2006年6月16日開催の定時株主総会及び2006年7月10日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2006年度新株予約権（執行役員用）」といいます。）（行使期間は2006年8月2日から2026年6月16日まで）
- ニ 2007年6月15日開催の取締役会及び2007年7月9日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2007年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2007年7月11日から2027年7月10日まで）
- ホ 2008年6月13日開催の取締役会及び2008年7月14日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2008年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2008年7月16日から2028年7月15日まで）
- ヘ 2009年6月16日開催の取締役会及び2009年7月13日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2009年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2009年7月15日から2029年7月14日まで）
- ト 2010年6月18日開催の取締役会及び2010年7月12日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2010年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2010年7月14日から2030年7月13日まで）
- チ 2011年6月17日開催の取締役会及び2011年7月11日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2011年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2011年7月13日から2031年7月12日まで）
- リ 2012年6月15日開催の取締役会及び2012年7月9日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2012年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2012年7月11日から2032年7月10日まで）
- ヌ 2013年6月21日開催の取締役会、2013年6月27日開催の取締役会及び2013年7月8日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2013年度新株予約権」といいます。）（行使期間は2013年7月17日から2033年7月16日まで）
- ル 2014年7月14日開催の取締役会及び2014年7月28日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「2014年度新株予約権」といい、第1回新株予約権、2006年度新株予約権（取締役役用）、2006年度新株予約権（執行役員用）、2007年度新株予約権、2008年度新株予約権、2009年度新株予約権、2010年度新株予約権、2011年度新株予約権、2012年度新株予約権、2013年度新株予約権及び2014年度新株予約権を総称して以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2014年7月31日から2034年7月30日まで）

株券等預託証券

Citibank, N.A.、The Bank of New York Mellon、Convergex Depository, Inc. 及びJPMorgan Chase Bank, N.A.（以下、これらを総称して「本預託銀行」といいます。）により米国で発行されている対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に係る米国預託証券（以下「本米国預託証券」といいます。）が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式（以下「本米国預託株式」といいます。）

（注） Citibank, N.A. が2008年11月4日付で、The Bank of New York Mellonが2010年9月17日付で、Convergex Depository, Inc. が2014年10月15日付で、JPMorgan Chase Bank, N.A. が2022年8月26日付で米国証券取引委員会に提出した本米国預託証券に係る届出書（Form F-6EF）によれば、対象者株式については、本米国預託証券が発行されていますが、対象者によれば、本米国預託証券の発行には、対象者は関与していないとのことです。本公開買付けにおいては、対象者株式の全ての取得をめざしていることから、公開買付者は、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号の規定に従い、対象者の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があるため、買付け等をする株券等の種類に本米国預託証券を含めております。一方で、本米国預託証券は、米国で発行されている証券であるところ、日本国の居住者である公開買付者が米国外で実施される本公開買付けにおいてその取得を行うに当たり、実務上、公開買付代理人としてその取扱いを行うことができる金融商品取引業者等が存在しないため、本公開買付けにおいて公開買付者が本米国預託証券自体の取得を行うことは困難であることが判明しております。そのため、本公開買付けにおいては対象者株式及び本新株予約権の応募のみの受付けを行い、本米国預託証券自体の応募の受付けは行わず、本米国預託証券が表章している本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受付けを行うことにいたしました。

## ( 3 ) 【公開買付期間】

2024年3月19日（火曜日）から2024年4月16日（火曜日）まで（20営業日）

## 2 【買付け等の結果】

## ( 1 ) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（138,507,100株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（175,272,231株）が買付予定数の下限（138,507,100株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

## ( 2 ) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2024年4月17日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

## ( 3 ) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	175,120,931（株）	175,120,931（株）
新株予約権証券	151,300	151,300
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券（ ）		
株券等預託証券（ ）		
合計	175,272,231	175,272,231
（潜在株券等の数の合計）	151,300	（151,300）

## (4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	1,752,722
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	1,513
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(g)	2,074,783
買付け等後における株券等所有割合 ( $(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$ )(%)	84.36

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(2023年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が2024年2月13日に提出した第79期第3四半期報告書(以下「対象者第3四半期報告書」といいます。)に記載された2023年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(208,400,000株)に、対象者から2024年2月29日現在残存するものと報告を受けた第1回新株予約権37個の目的である対象者株式数3,700株、2006年度新株予約権(取締役用)23個の目的である対象者株式数2,300株、2006年度新株予約権(執行役員用)8個の目的である対象者株式数800株、2007年度新株予約権46個の目的である対象者株式数4,600株、2008年度新株予約権96個の目的である対象者株式数9,600株、2009年度新株予約権184個の目的である対象者株式数18,400株、2010年度新株予約権229個の目的である対象者株式数22,900株、2011年度新株予約権322個の目的である対象者株式数32,200株、2012年度新株予約権382個の目的である対象者株式数38,200株、2013年度新株予約権90個の目的である対象者株式数9,000株、2014年度新株予約権106個の目的である対象者株式数10,600株を加算した株式数(208,552,300株)から、対象者が2024年2月5日に公表した2024年3月期第3四半期決算短信〔IFRS〕(連結)に記載された2023年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(791,636株)を控除した株式数(207,760,664株)に係る議決権の数(2,077,606個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。